

学校法人 川島学園
鹿児島工学院専門学校 学則

学校所在地
鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下3721番7
電話 099-281-7111

第1章 総 則

第1条 本校は、学校教育法第124条に基づき、各教育基礎理論並びに電気・自動車整備・情報処理・建築に関する工業技術を修得させ、実践力のあ
る品位の高い専門職を目指す者の養成を行うことを目的とする。

第2条 本校は、鹿児島工学院専門学校と称する。

第3条 本校の位置は、鹿児島市五ヶ別府町字横座ヶ原下3721番7に置く。

第2章 課程・学科・修業年限・定員

第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	
専門課程	工業	電気技術工学科	2年	30名
		自動車工学科	2年	50名
		1級自動車工学科	2年	10名
		情報デザイン科	2年	40名
		建築デザイン学科	2年	30名
		建築士専攻科	1年	30名

第3章 学年・学期及び休業日

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 課程の学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日～9月30日

(2) 後期 10月1日～3月31日

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

ただし、校長が必要と認めたときは登校させることができる。

(1) 土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年，法律
第178号）に規定された日

(2) 春季，夏季及び冬季休業日

(3) 天災地変その他校長が必要と認めた日

第4章 教育課程・授業時間数及び教職員組織

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

第9条 本校の授業の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

月～金 9：30～16：00

ただし、各教科の都合により上記の時間を変更又は延長して授業を行うことがある。

第10条 本校には次の職員を置く。

校長・教頭・教諭・講師・事務職員・校医

第5章 連帯保証人

第11条 連帯保証人は、学生の生活と教育及び納付金に関する一切の責任を連帯して負うものとし、成年者で独立の生計を営む者とする。なお、極度額は200万円とする。

第12条 学生は、次の事項に該当するときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第1号、第3号については、10日以内に校長に届け出なければならない。

(1) 連帯保証人に変更があったとき。

(2) 学生又は連帯保証人が、転居若しくは改名したとき。

(3) 連帯保証人が死亡し、又はその資格を失ったとき。

第6章 入学・卒業・退学・休学及び賞罰

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 電気技術工学科・自動車工学科・情報デザイン科・建築デザイン学科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者

(2) 1級自動車工学科は、前号(1)に該当する者で、二級自動車整備士(ガソリン及びジーゼル)を取得した者又は取得見込みの者

ただし、取得見込みの者は、入学年度の6月末日までに当該資格を取得すること。取得できなかった場合は、欠格者として入学を取り消す。

(3) 建築士専攻科は、前号(1)に該当する者で、二級建築士試験の受験資格を有する者

- 第14条 入学しようとする者は、所定の入学願書に入学選考料を添えて提出しなければならない。
- 第15条 入学試験を受ける者は、試験日時に指定された場所に出頭しなければならない。
- 第16条 入学試験又は書類選考に合格した者は、定められた期日までに所定の入学金及び校納金を納入し連帯保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。
- 第17条 本校学生の学習態度・進級試験・卒業試験・出欠等については、別途学生心得に規定する。
- 第18条 本校に入学した学生は、別途に定める学生心得に規定する事項を守らなければならない。
- 第19条 本校所定の課程を定められた修業期間以上在学し、所定の科目を履修し正規の試験に合格した者には卒業証書を授与する。
- 第20条 教科・科目の出席時間数が、所轄省庁及び本校の規定時間数に達しなければ、各期の試験を受験することができず、進級・卒業することはできない。
- 2 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した者及び合格点に達しない科目のある者は、その年度内に追試験を受けることができる。
- 第21条 休学又は退学しようとする者は、所定の書類にその事由を明らかにし、連帯保証人と連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。
- ただし、病気その他やむを得ない理由による場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。
- 第22条 休学中の者が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、連帯保証人と連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。
- ただし、病気その他やむを得ない理由により休学していた場合は、医師の証明書等その事由を証明する書類を添付すること。
- 第23条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを表彰する。
- 第24条 下記に該当する者は、退学に処する。
- (1) 校納金を所定の期日までに納入しない者
 - (2) 学校の秩序を乱し学生の本分に反した者
 - (3) 性行不良にして反省の見込みがないと認められた者
 - (4) 正当な理由なくして長期無届欠席の者
 - (5) 学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者

第7章 入学選考料及び校納金

- 第25条 入学選考料，入学金，校納金（授業料，実習費，施設費）の額は，別表2のとおりとする。
- 第26条 納入後の入学選考料及び入学金・校納金は，理由のいかんを問わず返却しない。

ただし、校納金の前納分については、前期分は入学式前日までに入学辞退の申し出があった場合、後期分は9月末日までに退学等の申し出があった場合はこの限りでない。

第8章 雑 則

第27条 この学則を施行するために必要な細則は、別に校長が定める。

附 則

1. 本学則は、平成13年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成14年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成15年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成16年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成17年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成19年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成23年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成24年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成25年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成26年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成27年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成28年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成30年4月1日より施行する。
1. 本学則は、平成31年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和2年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和3年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和4年4月1日より施行する。
1. 本学則は、令和5年4月1日より施行する。